

平成三年国家公安委員会規則第七号

暴力追放運動推進センターに関する規則
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第一項第二号及び第三号並びに第九項（同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、暴力追放運動推進センターに関する規則を次のように定める。

（指定の申請）

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第三十二条の三第一項の規定による都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
二 法第三十二条の三第二号に掲げる事業（以下「暴力追放事業」という。）を行う事務所の名称及び所在地
三 暴力追放事業を開始しようとする年月日
二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款
二 登記事項証明書
三 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
四 役員の名簿、住所及び略歴を記載した書面
五 暴力追放相談委員（法第三十二条の三第一項第二号に規定する暴力追放相談委員をいう。以下同じ。）として選任した者の氏名、住所及び略歴並びに相談業務（暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）による不当な行為に関する相談、少年に対する暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の影響を排除するための活動、暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動又は暴力団の事務所（法第十五条第一項に規定する事務所をいう。第六号第一号二（二）において同じ。）の使用により付近住民等（法第三十二条の三第二項第六号に規定する付近住民等をいう。第六号第一号二（二）において同じ。）の生活の平穏若しくは業務の遂行の平穏が害されることを防止するための活動に関する業務をい。以下同じ。）に従事した経歴を記載した書面

- 六 暴力追放相談委員が申請者によって選任された者であることを証する書面
七 暴力追放事業に使用する施設の状況を明らかにした図書
八 暴力追放事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
九 組織及び運営に関する事項その他参考となる事項を記載した書面
（指定の基準）

第一条の二 法第三十二条の三第一項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。
一 暴力追放事業の実施に関し、適切な計画が定められていること。
二 暴力追放事業を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎を有すること。
三 暴力追放事業を行うことにより暴力追放事業が不公正になるおそれがないこと。

第二条 公安委員会は、法第三十二条の三第一項の規定による指定を行ったときは、第一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに当該指定を行った年月日を公示しなければならない。（名称等の変更）

第三条 都道府県センターは、第一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面を提出して公安委員会に届け出なければならない。
一 変更に係る事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

2 公安委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該変更に係る事項及び変更しようとする年月日を公示しなければならない。
3 都道府県センターは、第一条第二号各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、変更後の内容に係る書類を添付してその旨を公安委員会に届け出なければならない。

第四条 法第三十二条の三第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。
一 二十五歳以上の者であること。
二 次のいずれにも該当する者であること。
イ 人格及び行動について、社会的信望を有する者

- ロ 相談業務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有する者
ハ 生活が安定している者
ニ 健康で活動力を有する者
三 次のいずれかに該当する者であること。
イ 弁護士（弁護士法（昭和二十四年法律第二十五号）の規定による弁護士をいう。第十五条の二第一号において同じ。）
ロ 少年指導委員（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十八条において少年指導委員をいう。以下この号において同じ。）又は少年指導委員であった者であつて、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行った経歴を有するもの
ハ 保護司（保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定による保護司をいう。以下この号において同じ。）又は保護司であつた者であつて、暴力団から離脱する意志を有する者
ニ 警察職員であつた者であつて、相談業務に従事した期間が通算しておおむね三年以上であるもの

ホ イからニまでに掲げる者と同等以上の相談業務に関する知識経験を有すると認められる者
（暴力追放相談委員証）

第五条 都道府県センターは、暴力追放相談委員に対し、別記様式第一号の暴力追放相談委員証を交付しなければならない。
2 暴力追放相談委員は、相談事業（法第三十二条の三第一項第二号に規定する相談事業をいう。以下同じ。）に係る相談業務に従事するに当たっては、都道府県センターの交付する別記様式第一号の暴力追放相談委員証を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第六条 法第三十二条の三第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。
一 次に掲げる相談事業の種別（法第三十二条の三第二項第三号から第六号までの事業の別をいう。以下同じ。）の区分に従い、次に定める暴力追放相談委員の数がそれぞれ当該種別の相談事業を行うために必要な数以上であること。

- イ 法第三十二条の三第二項第三号の事業
次のいずれかに該当する暴力追放相談委員
（1） 第四条第三号イに該当する者
（2） 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずる業務に関する知識経験を有すると認められる第四条第三号ニ又はホに該当する者
ロ 法第三十二条の三第二項第四号の事業
次のいずれかに該当する暴力追放相談委員
（1） 第四条第三号ロに該当する者
（2） 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行う業務に関する知識経験を有すると認められる第四条第三号ニ又はホに該当する者

ハ 法第三十二条の三第二項第五号の事業
次のいずれかに該当する暴力追放相談委員
（1） 第四条第三号ハに該当する者
（2） 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行う業務に関する知識経験を有すると認められる第四条第三号ニ又はホに該当する者

ニ 法第三十二条の三第二項第六号の事業
次のいずれかに該当する暴力追放相談委員
（1） 第四条第三号イに該当する者
（2） 暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための活動を行う業務に関する知識経験を有すると認められる第四条第三号ニ又はホに該当する者

二 相談事業を行うために必要な数の相談室その他の暴力追放事業を適正かつ確実に行うために必要な施設が備えられていること。
三 暴力追放事業の円滑な運営を行うために必要な組織及び職員、暴力団員を行うための行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うために必要な額の基金その他の暴力追放事業を適正かつ確実に行うために必要な人的及び経理的な基礎を有すること。

四 その他暴力追放事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
（相談事業規程）
第七条 都道府県センターは、事業の開始前に、相談事業の実施に関する規程（以下この条にお

けること。）を制定し、これを公表するものとする。

いて「相談事業規程」という。)を定め、公安委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 相談事業規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 相談事業を行う時間及び休日に関する事項
- 二 相談事業を行う場所に関する事項
- 三 相談事業に従事する暴力追放相談委員の選任及び解任に関する事項
- 四 相談事業の実施の方法に関する事項
- 五 相談事業に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 六 相談事業に関する秘密の保持に関する事項
- 七 その他相談事業の実施に関し必要な事項

(相談事業の開始)

第八条 都道府県センターは、相談事業の全部又は一部を開始しようとするときは、あらかじめ公安委員会に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 開始しようとする相談事業の種類
- 二 開始しようとする年月日
- 三 公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

(相談事業の休廃止)

第九条 都道府県センターは、相談事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面を提出して公安委員会に届け出なければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする相談事業の種類
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止し、又は廃止しようとする理由

2 都道府県センターは、前項の規定による届出をして相談事業を休止した場合において、当該相談事業を再開しようとするときは、あらかじめその旨並びに再開しようとする相談事業の種類及び再開しようとする年月日を公安委員会に届け出なければならない。

3 公安委員会は、前二項の規定による届出があつたときは、第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は再開しようとする相談事業の種類及び再開しようとする年月日を公示しなければならない。

(不当要求情報管理機関に対する援助)

第十条 都道府県センターは、不当要求情報管理機関(法第三十二条の三第二項第八号に規定する不当要求情報管理機関をいう。)で不当要求情報管理機関登録規程(平成三年国家公安委員会告示第五号)の規定により登録を受けたものから援助の申出があつたときは、その申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を迅速かつ適切に採るよう努めなければならない。

- 一 不当要求(法第十四条第一項に規定する不当要求をいう。以下この条において同じ。)による被害を防止する方法について資料を提供し、又は助言すること。
- 二 暴力団若しくは暴力団員の活動の状況又は不当要求の実態について教示すること。
- 三 不当要求を受けた場合の警察等への連絡方法について教示すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、不当要求による被害を防止するための措置に関する措置であつて都道府県センターが採ることが適当であると認められるもの

(都道府県警察からの援助)

第十一条 都道府県警察は、都道府県センターからその業務の円滑な運営を図るため援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、その申出を相当と認めるときは、申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

- 一 暴力団員による不当な行為の実態その他暴力団又は暴力団員の活動の状況に関する情報を提供すること。
- 二 相談事業に係る相談に係る事項の迅速かつ適切な解決に資するため相談に係る暴力団員に対する警告、相談の申出人等(法第三十二条の三第一項第二号に規定する相談の申出人等をいう。)の保護その他の措置を講ずること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に関する措置であつて都道府県警察が採ることが適当であると認められるもの

(事業報告等)

第十二条 都道府県センターは、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県センターは、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告書及び収支決算書を作成し、公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、都道府県センターの暴力追放事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、当該都道府県センターに対し、その事業の運営又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(解任の勧告)

第十三条 公安委員会は、都道府県センターの役員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又はその職務に関し不正な行為をした場合は、都道府県センターに対し、当該役員の解任を勧告することができる。

2 公安委員会は、暴力追放相談委員が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、都道府県センターに対し、当該暴力追放相談委員の解任を勧告することができる。

- 一 第四条第二号又は第三号に掲げるいずれかの要件を欠くに至つたとき。
- 二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。
- 三 暴力追放相談委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

(指定の取消し)の公示

第十四条 公安委員会は、法第三十二条の三第六項の規定により都道府県センターの指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(都道府県センター相互の関係)

第十五条 都道府県センターは、相互に協力しなければならない。

(差止請求関係業務に係る業務規程の記載事項)

第十五条の二 法第三十二条の五第四項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 差止請求関係業務(法第三十二条の五第一項に規定する差止請求関係業務をいう。以下同じ。)の実施の方法に関する事項(同条第三項第二号の検討を行う部門における同号の暴力追放相談委員及び弁護士(以下「専門委員」という。)からの助言又は意見の聴取に関する事項を含む。)
- 二 役員及び専門委員の選任及び解任その他差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項
- 三 差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項
- 四 法第三十二条の九の帳簿書類の管理に関する事項

5 その他差止請求関係業務の実施に関し必要な事項

(適格都道府県センターの認定に係る申請書の記載事項等)

第十五条の三 法第三十二条の六第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
- 三 法第三十二条の六第一項の規定による申請書の提出は、当該都道府県センターに係る法第三十二条の三第一項の規定による指定をした公安委員会を経由して行わなければならない。

(適格都道府県センターの認定に係る申請書の添付書類)

第十五条の四 法第三十二条の六第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 定款
- 二 差止請求関係業務に関する業務計画書
- 三 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類
- 四 法第三十二条の五第三項第一号の業務規程
- 五 役員及び専門委員に関する次に掲げる書類
 - イ 氏名、住所及び略歴を記載した書類
 - ロ 専門委員である暴力追放相談委員が第六条第一号ニに定める暴力追放相談委員であることを証する書類
- 六 最近の事業年度における収支決算書、貸借対照表及び財産目録、収支の見込みを記載した書類その他の経理的基礎を有することを証する書類
- 七 最近の事業年度における事業報告書

(適格都道府県センターの認定の公示等)

第十五条の五 法第三十二条の七の規定による公示及び通知は、法第三十二条の五第一項の認定をした後速やかに行うものとする。

2 法第三十二条の七の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該適格都道府県センター(法第三十二条の四第一項に規定する適格都道府県センターをいう。以下同じ。)の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地

一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。

附則（令和元年六月二十一日国家公安委員会規則第三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第1号（第5条関係）

(表)

暴力団排除対策委員証	
写真	氏名
年 月 日	発付年月日
都道府県暴力団排除運動推進センターの名称	
部	

(裏)

暴力団排除運動推進センターに関する規則（抜粋）

第5条 略

2 暴力団排除対策委員は、相談事業……に係る相談業務に従事するに当たっては、都道府県センターの交付する……暴力団排除対策委員証を携帯し、関係者から届出があったときは、これを提示しなければならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第1号の2（第15条の8関係）

別記様式第1号の2（第15条の8関係）

(表)

写真	身分証明書	種別
氏名	氏名	所属

上記の等しい、身分証明書は、本人の氏名と住所を記載したものであることとする。また、この身分証明書は、本人の住所が変更されたときは、これを提示しなければならない。

年 月 日

国家公安委員会 部

(裏)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

第15条の8 略

2 前項の規定による身分証明書を申請者は、その身分証明書が変更されたときは、これを提示しなければならない。

3 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第2号（第17条関係）

別記様式第2号（第17条関係）

国家公安委員会 部

電磁的記録媒体提出書

年 月 日

提出者の名称

住 所

暴力団排除運動推進センターに関する規則第16条において適用する

1項

2項

3項

4項

5項

6項

7項

8項

9項

10項

11項

12項

13項

14項

15項

16項

17項

18項

19項

20項

21項

22項

23項

24項

25項

26項

27項

28項

29項

30項

31項

32項

33項

34項

35項

36項

37項

38項

39項

40項

41項

42項

43項

44項

45項

46項

47項

48項

49項

50項

51項

52項

53項

54項

55項

56項

57項

58項

59項

60項

61項

62項

63項

64項

65項

66項

67項

68項

69項

70項

71項

72項

73項

74項

75項

76項

77項

78項

79項

80項

81項

82項

83項

84項

85項

86項

87項

88項

89項

90項

91項

92項

93項

94項

95項

96項

97項

98項

99項

100項

101項

102項

103項

104項

105項

106項

107項

108項

109項

110項

111項

112項

113項

114項

115項

116項

117項

118項

119項

120項

121項

122項

123項

124項

125項

126項

127項

128項

129項

130項

131項

132項

133項

134項

135項

136項

137項

138項

139項

140項

141項

142項

143項

144項

145項

146項

147項

148項

149項

150項

151項

152項

153項

154項

155項

156項

157項

158項

159項

160項

161項

162項

163項

164項

165項

166項

167項

168項

169項

170項

171項

172項

173項

174項

175項

176項

177項

178項

179項

180項

181項

182項

183項

184項

185項

186項

187項

188項

189項

190項

191項

192項

193項

194項

195項

196項

197項

198項

199項

200項

201項

202項

203項

204項

205項

206項

207項

208項

209項

210項

211項

212項

213項

214項

215項

216項

217項

218項

219項

220項

221項

222項

223項

224項

225項

226項

227項

228項

229項

230項

231項

232項

233項

234項

235項

236項

237項

238項

239項

240項

241項

242項

243項

244項

245項

246項

247項

248項

249項

250項

251項

252項

253項

254項

255項

256項

257項

258項

259項

260項

261項

262項

263項

264項

265項

266項

267項

268項

269項

270項

271項

272項

273項

274項

275項

276項

277項

278項

279項

280項

281項

282項

283項

284項

285項

286項

287項

288項

289項

290項

291項

292項

293項

294項

295項

296項

297項

298項

299項

300項

301項

302項

303項

304項

305項

306項

307項

308項

309項

310項

311項

312項

313項

314項

315項

316項

317項

318項

319項

320項

321項

322項

323項

324項

325項

326項

327項

328項

329項

330項

331項

332項

333項

334項

335項

336項

337項

338項

339項

340項

341項

342項

343項

344項

345項

346項

347項

348項

349項

350項

351項

352項

353項

354項

355項

356項

357項

358項

359項

360項

361項

362項

363項

364項

365項

366項

367項

368項

369項

370項

371項

372項

373項

374項

375項

376項

377項

378項

379項

380項

381項

382項

383項

384項

385項

386項

387項

388項

389項

390項

391項

392項

393項

394項

395項

396項

397項

398項

399項

400項

401項

402項

403項

404項

405項

406項

407項

408項

409項

410項

411項

412項

413項

414項

415項

416項

417項

418項

419項

420項

421項

422項

423項

424項

425項

426項

427項

428項

429項

430項

431項

432項

433項

434項

435項

436項

437項

438項

439項

440項

441項

442項

443項

444項

445項

446項

447項

448項

449項

450項

451項

452項

453項

454項

455項

456項

457項

458項

459項

460項

461項

462項

463項

464項

465項

466項

467項

468項

469項

470項

471項

472項

473項

474項

475項

476項

477項

478項

479項

480項

481項

482項

483項

484項

485項

486項

487項

488項

489項

490項

491項

492項

493項

494項

495項

496項

497項

498項

499項

500項

501項

502項

503項

504項

505項

506項

507項

508項

509項

510項

511項

512項

513項

514項

515項

516項

517項

518項

519項

520項

521項

522項

523項

524項

525項

526項

527項

528項

529項

530項

531項

532項

533項

534項

535項

536項

537項

538項

539項

540項

541項

542項

543項

544項

545項

546項

547項

548項

549項

550項

551項

552項

553項

554項

555項

556項

557項

558項

559項

560項

561項

562項

563項

564項

565項

566項

567項

568項

569項

570項

571項

572項

573項

574項

575項

576項

577項

578項

579項

580項

581項

582項

583項

584項

585項

586項

587項

588項

589項

590項

591項

592項

593項

594項

595項

596項

597項

598項

599項

600項

601項

602項

603項

604項

605項

606項

607項

608項

609項

610項

611項

612項

613項

614項

615項

616項

617項

618項

619項

620項

621項

622項

623項

624項

625項

626項

627項

628項

629項

630項

631項

632項

633項

634項

635項

636項

637項

638項

639項

640項

641項

642項

643項

644項

645項

646項

647項

648項

649項

650項

651項

652項

653項

654項

655項

656項

657項

658項

659項

660項

661項

662項

663項

664項

665項

666項

667項

668項

669項

670項

671項

672項

673項

674項

675項

676項

677項

678項

679項

680項

681項

682項

683項

684項

685項

686項

687項

688項

689項

690項

691項

692項

693項

694項

695項

696項

697項

698項

699項

700項

701項

702項

703項

704項

705項

706項

707項

708項

709項

710項

711項

712項

713項

714項

715項

716項

717項

718項

719項

720項

721項

722項

723項

724項

725項

726項

727項

728項

729項

730項

731項

732項

733項

734項

735項

736項

737項

738項

739項

740項

741項

742項

743項

744項

745項

746項

747項

748項

749項

750項

751項

752項

753項

754項

755項

756項

757項

758項

759項

760項

761項

762項

763項

764項

765項

766項

767項

768項

769項

770項

771項

772項

773項

774項

775項

776項

777項

778項

779項

780項

781項

782項

783項

784項

785項

786項

787項

788項

789項

790項

791項

792項

793項

794項

795項

796項

797項

798項

799項

800項

801項

802項

803項

804項

805項

806項

807項

808項

809項

810項

811項

812項

813項

814項

815項

816項

817項

818項

819項

820項

821項

822項

823項

824項

825項

826項

827項

828項

829項

830項

831項

832項

833項

834項

835項

836項

837項

838項

839項

840項

841項

842項

843項

844項

845項

846項

847項

848項

849項

850項

851項

852項

853項

854項

855項

856項

857項

858項

859項

860項

861項

862項

863項

864項

865項

866項

867項

868項

869項

870項

871項

872項

873項

874項

875項

876項

877項

878項

879項

880項

881項

882項

883項

884項

885項

886項

887項

888項

889項

890項

891項

892項

893項

894項

895項

896項

897項

898項

899項

900項

901項

902項

903項

904項

905項

906項

907項

908項

909項

910項

911項

912項

913項

914項

915項

916項

917項

918項

919項

920項

921項

922項

923項

924項

925項

926項

927項

928項

929項

930項

931項

932項

933項

934項

935項

936項

937項

938項

939項

940項

941項

942項

943項

944項

945項

946項

947項

948項

949項

950項

951項

952項

953項

954項

955項

956項

957項

958項

959項

960項

961項

962項

963項

964項

965項

966項

967項

968項

969項

970項

971項

972項

973項

974項

975項

976項

977項

978項

979項

980項

981項

982項

983項

984項

985項

986項

987項

988項

989項

990項

991項

992項

993項

994項

995項

996項

997項

998項

999項

1000項

備考 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するときは、以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2 「電磁的記録媒体を併せて提出される書類」の欄には、本表に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項は他の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

3 不要の文字は、線画で消すこと。

4 請求事項がない欄は、空欄とする。

5 用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。